

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 5 月 9 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課保険係（電話 011-211-2952）

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

後期高齢者医療資格確認書封入封緘等業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 7 月 4 日まで

(4) 履行場所

委託者が指定する場所（市内一か所）、札幌市役所本庁舎及び各区役所

(5) 入札方法

単価で行う。単価については銭の単位（1 円未満 2 桁）まで記載することとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、小数点以下第 3 位を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 本業務は、仕様書のとおり多数の資格確認書の封入封緘に限られた期間内に確実に処理する必要があるため、指定の業務量を期間内に処理できる作業体制及び設備を備えた業者であること。

(6) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「その他サービス業」、小分類「他に分類されないサービス業」、取扱品目「封入封緘」の登録があること。

(7) 本市における類似・同規模の封入封緘業務において、過去に滞りなく業務を完遂した実績のある業者であること。

(8) 個人情報の取り扱いに関して、別記 1 「個人情報取扱安全管理基準」に適合していること。な

お、契約時には様式1「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」に必要な書類を添付して提出すること。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所  
上記1に同じ
- (2) 入札書の受領期限  
令和7年5月20日（火）9時00分（送付による場合は必着）
- (3) 入札書の提出方法  
入札書は、基準様式共通－第7号の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。  
ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年5月20日開札「後期高齢者医療資格確認書封入封緘等業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記1あてに入札書の受領期限までに持参すること。  
イ 入札書を送付により提出する場合は、中封筒と外封筒の二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ封印し、中封筒と外封筒双方に「令和7年5月20日開札「後期高齢者医療資格確認書封入封緘等業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記1あてに入札書の受領期限までに送付すること。  
ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 開札日時及び場所  
令和7年5月20日（火）10時00分  
札幌市保健福祉局保険医療部事務室内（札幌市中央区北1条西2丁目）

#### 5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要  
契約を締結しようとする者は、落札金額に業務仕様書で示す予定処理件数を乗じて得た額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。  
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札の無効  
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 無
- (6) 落札者の決定方法等  
ア 落札者の決定  
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。  
イ 入札参加資格の審査  
落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審

査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。